

鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））
認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））認定事業者貨物誘致支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、鳥取県産業成長応援補助金（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））の認定事業者に対し、物流経費の一部を補助することにより、本県への企業立地の促進とともに境港の活性化を図り、県内の経済の活性化に資することを目的として交付する。

（定 義）

第3条 この要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）補助事業開始日

第4条第1項に規定する補助事業を開始する日とする。

（2）認定事業者

第5条第1項の規定により認定を受けた事業者とする。

（3）TEU

20フィートコンテナ1本を1TEUとし、40フィートコンテナは2TEUとする。

（補助事業）

第4条 本補助金の対象となる事業は、令和元年7月4日以降に鳥取県産業成長応援条例（令和元年7月鳥取県条例第4号）第3条第1項から第3項までの規定に基づく産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ）の認定を受けた者が、境港の外国貿易定期航路（以下「定期航路」という。）を利用し、貨物輸送を行う事業をいい、廃止前の鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項から第3項までの規定に基づく企業立地事業の認定を受けた者もこれを含む。ただし、境港大量貨物誘致促進支援事業補助金交付要綱（平成22年4月1日付第200900208786号鳥取県商工労働部長通知）第5条に基づく認定を受けた者はこれを除く。

2 コンテナでの輸送が不適当な貨物又はコンテナ積載が不可能な形態の貨物については、当該貨物の体積、重量等の実態を考慮してTEUに換算する。

（補助事業の認定）

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ知事の認定（以下「事業認定」という。）を受けなければならない。

2 前項の事業認定の申請は、様式第1号により行わなければならない。

3 知事は、事業認定を行ったときは、その旨を様式第2号により通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 県は第2条の目的の達成に資するため、認定事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、1TEUにつき25,000円とし、1認定事業者に対し1年につき500万円を限度に、実績に応じて交付する。

(補助事業期間)

第7条 補助対象となる事業の期間は、補助事業開始日から5年間とする。

(事業認定の辞退)

第8条 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第3号により知事に届け出なければならない。

(1) 補助事業を中止し、または廃止したとき。

(2) 補助事業の要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

2 知事は、前項の規定による届け出があったときは、事業認定を取り消し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

(事業認定の変更)

第9条 認定事業者は、当該補助事業について次のいずれかの変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1) 認定事業者の名称、所在地の変更

(2) 補助事業に係る境港の年間利用計画コンテナ数の2割を超える増減

(3) 補助事業開始日の変更

2 前項の規定による承認（以下「認定変更承認」という。）の申請は、様式第4号により行わなければならない。

3 知事は、認定変更承認をしたときは、その旨を様式第5号により通知するものとする。

(交付申請の時期等)

第10条 本補助金の交付申請は、認定事業者が補助事業の開始日から1年間を経過するごとに行わなければならない。なお、鳥取県産業成長応援条例施行要綱（産業成長事業（一般投資支援））

第24条及び鳥取県産業成長応援条例施行要綱（産業成長事業（成長・規模拡大ステージ））第28条に基づく交付決定を受けていない場合はこれを除く。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第7号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第11条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第6号によるものとする。

(実績報告の時期)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告書の提出は、交付申請に併せて行わなければならない。

2 規則第17条第1項の規定による報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第7号によるものとする。

(提出書類の部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑 則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月8日から施行し、令和元年7月4日以降に認定を受けた事業から適用する。

(鳥取県企業立地認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 鳥取県企業立地認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱(平成24年4月2日付第201100197233号鳥取県商工労働部長通知)は廃止する。

(鳥取県企業立地認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の鳥取県企業立地認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)第5条の事業認定を受けた補助事業については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

鳥取県知事 様

申請者 所在地
企業名
代表者名

印

令和〇〇年度鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））
認定事業者貨物誘致支援事業認定申請書

補助事業の認定を受けたいので、鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 補助事業開始日 平成 年 月 日

4 補助事業開始日から遡って過去1年間の境港利用実績の有無
有 無

5 前項で利用実績が有る者の定期航路利用実績

航路	貨物の種類	数量 (TEU)
計		

※ FEUは、TEUに換算して記載

6 補助事業期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

7 事業計画（コンテナ利用見込み）

（単位：TEU）

航路	貨物の種類	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
計							

※ FEUは、TEUに換算して記載

（添付書類）産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ）認定通知書（様式第2号）の写し
定款及び登記簿謄本の写し

8 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

第 号
平成 年 月 日

様

鳥取県知事

令和〇〇年度鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））
認定事業者貨物誘致支援事業認定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記のとおり補助事業の認定をしたので、鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 補助事業開始日 平成 年 月 日

4 補助事業期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5 事業計画（コンテナ利用見込み）

（単位：TEU）

航路	貨物の種類	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
計							

※ FEUは、TEUに換算して記載

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 所在地
企業名
代表者名 印

令和〇〇年度鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））
認定事業者貨物誘致支援事業認定辞退届

平成 年 月 日付第 号で通知のあった事業認定を下記の理由により辞退したいので、鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

辞退の理由

（添付書類）

事業認定通知書の写し

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 所在地
企業名
代表者名

印

令和〇〇年度鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））
認定事業者貨物誘致支援事業変更承認申請書

平成 年 月 日付第 号で通知のあった事業認定に係る補助事業について、下記の変更をしたいので、鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

(1) 事業所の名称

(2) 事業所の所在地

(3) 補助事業開始日 平成 年 月 日

(4) 補助事業期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(5) 事業計画（コンテナ利用見込み）

（単位：TEU）

航路	貨物の種類	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
	変更前						
	変更後						
	変更前						
	変更後						
合計	変更前						
	変更後						

※FEUは、TEUに換算して記載

（添付書類）

補助事業者の名称・住所の変更があった場合のみ、定款・登記簿謄本を添付

様

鳥取県知事

令和〇〇年度鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））
認定事業者貨物誘致支援事業変更承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、平成 年 月 日付第
号で通知した事業認定に係る補助事業を下記のとおり変更することを承認したので、鳥取県産業成長
応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付
要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 補助事業開始日 平成 年 月 日

4 補助事業期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5 事業計画（コンテナ利用見込み）

（単位：TEU）

航路	貨物の種類	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
計							

第 号
平成 年 月 日

様

職 氏 名 印

令和〇〇年度鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））
認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった〇〇年度鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））認定事業者貨物誘致支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の配分は・・・・・・・・・・とする。

4 交付額の確定

本補助金の確定額は、・・・・・・・・・・とする

5 補助規程の遵守

本補助金の收受、使用に当たっては、規則及び鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱（令和元年10月8日付第201900176961号鳥取県商工労働部長通知）の規定に従わなければならない。

鳥取県知事

様

申請者 所在地

企業名

代表者名

印

令和〇〇年度鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ）
認定事業者貨物誘致支援事業実績報告書

令和 年 月 日付第 号で認定された補助事業について、鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により〇〇年度の補助事業実績報告書を提出します。

記

1 補助事業期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 利用実績（平成 年 月 月～平成 年 月 日）

航路	貨物の種類	数量（TEU）
計		

※ FEUは、TEUに換算して記載

3 添付書類

- (1) 船荷証券等利用実績が分かる書類の写し
- (2) 鳥取県産業成長応援補助金（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））交付決定及び交付額確定通知書（様式第7号）の写し
- (3) その他、県が必要と認める書類の写し

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。